

日 時：平成 29 年 2 月 23 日（木）13:30～16:13

場 所：農林水産省本館 4 階 第 2 特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第 8 1 回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第81回資源管理分科会

1 開 会

日 時：平成29年2月23日（木）13:30～16:13

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員	大森 敏弘	嘉山 定晃	川崎 一好	長瀬 一己
	東村 玲子	三木 奈都子	柳内 克之	山川 卓

特別委員	大久保 照享	加澤 喜一郎	川越 一男	高橋 健二
	千葉 康則	東岡 保	本間 新吉	松本 ぬい子
	谷地 源士郎	横内 武久		

3 水産庁側出席者

長谷水産庁次長 浅川資源管理部長 保科増殖推進部長 岡漁港漁場整備部長 太田審議官
中企画課長 藤田管理課長 黒萩漁業調整課長 黒川国際課長 竹葉研究指導課長
神谷漁場資源課長 伊佐栽培養殖課長 田中資源管理部参事官 板倉増殖推進部参事官
加藤資源管理推進室長 廣野指導監督室長 斎藤沿岸・遊漁室長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1 開 会	1
2 議 事	
【諮問事項】	
諮問第 274 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づき基本計画の検討等について	7
諮問第 275 号 水産資源保護法第 20 条第 1 項の規定に基づく平成 29 年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について	27
【審議事項】	
(1) 指定漁業の許可等の一斉更新について	2
(2) 海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について	4
(3) 資源管理指針の一部改正について	29
【報告事項】	
(1) 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について	32
(2) 第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量等について	44
【その他】	45
3 閉 会	45

○管理課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第81回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めます管理課長の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

いつものことですが、本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されてございません。御発言の際には、事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は資源管理分科会委員9名中8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立をいたしております。

また、特別委員の方ですが、15名中、現在9名、大久保委員は遅れて出席されるという連絡がございましたので、大久保委員が出席されると10名ということになります。

では、次に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございます。ちょっと議事次第の後ろに資料一覧というのがございます。非常に多数の資料がございます。今確認していただいても結構なんです。議事進行中にちょっと足りないというものがございましたら、事務局の方にお申しつけください。

資料は一応確認ということで以上となります。もし今の時点でお気づきの点がございましたら、ご連絡ください。

報道関係の方でもカメラが入ってございましたら、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方はここまでということで御退席をお願いいたします。

それでは、議事の方を山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は皆様、御多用のところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

では、早速ですが、座りまして、議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が2件、審議事項が3件、報告事項が2件でございます。このように本日は御検討いただく議題がたくさんありますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は説明の都合によりまして、諮問事項につきましては後ほどお諮りさせていただきます。

こととしまして、まず初めに、審議事項1、指定漁業の許可等の一斉更新について及び審議事項2、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定についてを先に御審議いただきたいと思っております。

それでは、審議事項1、指定漁業の許可等の一斉更新について、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○企画課長 企画課長の中でございます。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしている資料4-1、こちらで指定漁業許可の一斉更新についての処理方針について御説明をさせていただきます。メインテーブルの皆さんのところには、左上に赤訂版と書いたものがあると思っておりますので、こちらの方をご覧くださいいただければと存じます。

前回、11月の資源管理分科会では、平成29年、指定漁業の許可等の一斉更新についての処理方針素案というものを御説明させていただきまして、皆様の御意見をいただいたところでございます。今回は、その際にいただいた御意見等を踏まえて修正を行ったこの処理方針の案をお示しさせていただきます。また同時に、この処理方針案に基づきました公示隻数の考え方、これに基づく現時点での公示予定隻数についても説明申し上げます。

それでは、その4-1をご覧ください。こちらの部分、赤訂で修正したところを順に説明させていただきます。

まず、1ページ目、第1、指定漁業を取り巻く状況、こちらにつきましては、前回、東村委員から2パラの最後の部分が4パラとの関係も含めてわかりづらいと御指摘をいただいたところでございます。この御指摘を踏まえまして、2パラについては、我が国漁業全体としての国際的な動向への対応に関する記述として、こちらにありますとおり、「我が国漁業の国際競争力強化と資源及び漁場の確保を図ることが喫緊の課題」というふうに修正させていただきました。

また、4パラにつきましては、漁業の構造改革による試験操業となっていたんですが、こちらを「漁業の構造改革のための新たな操業形態の試験操業」と修正させていただいております。第2以降につきましても、同様の修正をさせていただいているところでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第2の2の(1)のVMSの全許可船舶への設置の最後の部分でございます。前回、大森委員から平成24年の処理方針と同じく常時作動という言葉を残してもらいたいという御意見がございました。これを踏まえまして、「常時作動を義務付ける」、この点を明記するとともに、「また、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合に、許可船舶の漁業に付随する関係船舶へのVMS設置等を義務付ける。」との記述を追加させていただいております。

続いて、4ページですね。

第2の4、漁船の安全対策の強化及び居住環境改善の推進に関して、ライフジャケットの着用の徹底という部分について追加させていただいております。

また、同じく4ページに参考として記載している乗組員の確保に関する施策、こちらは素案の段階では、今後の検討を踏まえて記載となっておりますが、具体的に内容を記載させていただいております。

以上が素案からの修正点でございます。

続きまして、現時点での公示予定隻数について御説明申し上げます。こちらは横紙になっております資料4-2で御説明させていただきます。

こちらにつきまして、左端に出ておりますが、漁業種類ごとに2月10日時点での公示予定隻数、前回一斉更新時からの削減の内訳等を記載しております。9漁業種類の公示隻数の合計は、前回の一斉更新時の1,792隻より362隻少ない1,430隻を予定しているところでございます。各漁業種類ごとの公示隻数は、処理方針案にあるとおり、前回の公示隻数から認可失効、減船、廃業したもの等を削減することを基本として計算しております。また、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業については、TACにより漁獲管理が行われている魚種を専ら漁獲対象としていること等を踏まえまして、前回の一斉更新時における許可及び起業の認可隻数を公示し、兼業化による経営安定や新規参入の機会を確保することとしております。

最後に資料4-3、スケジュールでございます。

今回御審議いただきます処理方針のうち、操業区域、許認可隻数等に関しては、今後詳細な公示案を作成いたしまして、パブリックコメントを経て、4月初旬開催予定の資源管理分科会で漁業法第58条第1項に基づく公示として諮問させていただく予定としております。こちらで御答申いただいたものを4月上旬に官報に掲載して、その後、漁業法の規定に基づき、申請期間を3か月以上設け、7月上旬に申請を締め切り、一定の審査期間を経て8月1日に許可の更新を行う予定としております。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。特にご意見はないようですので、事務局におかれましては、処理方針として取りまとめていただきますようよろしくお願ひいたします。また、次回の資源管理分科会では、さらに精査された上で作成された公示案が諮問されるとのことですので、よろしくお願ひ

いたします。

続きまして、次の海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○企画課長 引き続きまして、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定につきまして、資料5-1から5-4で説明をさせていただきたいと存じます。

まず、資料5-1をご覧ください。

本基本方針は、海洋水産資源開発促進法の規定に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めることとされているものでございます。現行の基本方針は平成24年3月に策定されており、本年3月には策定から5年を経過するという事になっておりますので、おおむね3月、4月、5月ぐらいをめどに新たな基本方針を策定、公表する必要があるということとなっております。

次期基本方針の策定につきましては、前回の11月の本資源管理分科会で御報告させていただいておりますが、策定作業の進め方について後ほど説明させていただきます。本日は、増養殖や新漁場開発等に関する有識者の方々との意見交換を経て、水産庁において取りまとめさせていただいた次期基本方針案を中間報告としてお示しさせていただきます。

まずは資料5-2をご覧ください。色のついた横の資料でございます。

本基本方針に記載されている事項は、法律に定められておまして、それに沿って第1から第5までの柱で構成することとなっております。このうちの第1の沿岸海域における増養殖、第2の海洋の新漁場の開発については、漁業生産の増大の目標を定めることとされており、また、この目標達成のため、水産環境整備、栽培漁業の推進、養殖の振興、新漁場における漁業生産の企業化に関して特に重要と考える事項を記載することとなっております。

また、第3では、自主的な資源管理に関する指針や資源調査の課題等、第4では、既存の漁場における新たな漁業生産方式の企業化に当たって留意すべき事項、また、第5では、その他重要事項として、海外漁場確保のための漁業合弁事業についてそれぞれ記載することとしております。

内容は、水産基本計画、漁港漁場整備長期計画、栽培漁業に係る基本方針等の内容と整合をとったものとしております。

次期基本方針案としては、資料5-4としてお配りしております。

ただ、この基本方針案につきましても、前回の大枠というか、現行の基本方針を大枠といたしまして、部分的に修正する形で今回の改定を行いたいと考えておりますので、1つ前の資料5-3の新旧対照表になっているもの、こちらについて説明をさせていただきます。見ていただいて、右側が現行の基本方針、左側がそれを修正した次期基本方針の案でございます。主に修正点で御

説明をさせていただきます。

ページをめくっていただいて、2ページ目をご覧ください。

第1の沿岸海域における水産動植物の増養殖の推進に関する事項についてでございます。こちらについては、都道府県の種苗生産の計画や養殖の状況を踏まえ、増養殖を推進することが適当な水産動植物として、ニジマス、シロアマダイ、アカムツ等を追加することとしております。これは13ページ以降に、こちらの魚種等の追加については別表で記載しております。

また、漁業生産の増大の目標は、近年の漁場造成または放流実績から、放流後の生残の向上に取り組むこと、新たな養殖技術や環境影響を緩和する技術の開発等によるものを見込んで、こちらにありますとおり16万トンというふうにしております。

次に、第1の3でございます。これもページをおめくりいただいて、3ページの下の方でございます。

漁業生産の増大目標を達成するため、必要な漁業生産の基盤の整備及び開発等についてでございます。

4ページから5ページにかけて、3の(2)栽培漁業の推進については、有識者との意見交換会においていただいた御意見を踏まえまして、アに漁獲管理及び水産基盤整備と一体的な種苗放流の推進を記載しております。ウ、オ、キ、クの記述は、それぞれ栽培漁業の現状にあわせて修正をさせていただきます。

次に、5ページの(3)養殖の振興についてでございます。

水産基本計画の検討を踏まえまして、目標達成のために重要な事項に絞って記載内容を整理し、現在の養殖業をめぐる状況に即した記述としております。

次、6ページ、1ページまためくっていただきまして、第1の4のその他をご覧ください。

記載内容を現行のものを一部整理しまして、二枚貝のへい死などの原因となる貧酸素水塊への対応を追加しております。

次に、第2でございます。

新漁場における漁業生産の企業化について、生産増大目標は近年の国際的な資源管理の高まりや諸外国との漁場競合といった状況を踏まえまして、1.4万トンとして、新漁場の予定海域、主な対象魚種を今後5年間で開発や操業効率化による増産が期待できるものに一部変更をしております。

また、7ページの3でございますが、企業化に当たっての重要事項として、(4)に近年、さまざまな分野で導入が進むICT等の最先端技術の積極的導入等による省エネ・省人化等操業の

効率化を記載しております。

続いて第3、ページをめくっていただきまして、自主的な資源管理に関する事項でございます。

1の(2)をご覧ください。下の方でございますね。海洋水産資源の管理の方法及び期間の、また次をめくっていただいて9ページです。エをご覧ください。資源管理指針・計画の体制のもと、漁業者による自主的な資源管理の推進を図っているところでございますが、地域の漁業や資源の状況に加え、海洋環境の変化等に応じ、定期的に必要となる資源管理措置の見直しを行い、計画の改善を図っていくため、科学的知見に基づき、評価・検証を行うことを本基本方針に位置づけるということをしております。

また、次、10ページをご覧ください。

2のところに自主的な管理のための調査の課題や方法に関して、海洋環境の変化に対応し、迅速に情報収集し、資源評価に活用すること、また、関係者の情報提供や意見交換に努めることを記載しております。

第4の新漁場生産方式の企業に関しては、11ページをご覧ください。

留意事項といたしまして、第2の新漁場での企業化と同様に、こちら(1)ICT等の最先端技術の積極的導入等による操業の効率化について記載しております。

最後の12ページの第5については、記述について特段の変更はございません。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

特に御発言等ございませんでしたら……大森委員。

○大森委員 4ページの栽培漁業の推進のところで、漁獲管理及び水産基盤整備と一体的な種苗放流の推進ということで、三位一体の取り組み、これをトップに入れていただきました。ありがとうございます。是非ともこれが施策につながるようによろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針については、今後パブリックコメント等を経た後に基本方針案が資源管理分科会に諮問されるということですので、よろしく願いいたします。

続きまして、後回しとしておりました諮問事項について御審議いただきたいと存じます。

まず、最初の諮問第274号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」でございますけれども、御検討いただく内容がまず28年漁期、今漁期ですけれども、ズワイガニのTACの留保枠の配分、それから、2番目としまして、資源評価の時期が異なることによって積み残しとなっておりますマサバ及びゴマサバの太平洋系群と、スルメイカに係る中期的管理方針の変更、それから、3つ目としまして、29年漁期、来漁期のスケトウダラ及びスルメイカのTAC設定の3つに大きく分かれております。一つ一つ進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、28年漁期のズワイガニTACの留保枠の配分について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○管理課長 管理課長でございます。座って説明をさせていただきます。

まず、資料2の諮問文を朗読させていただきます。

28水管第1471号

平成29年2月23日

水産政策審議会

会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第274号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成28年11月24日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

資料2の別紙のところに今回お諮りをする基本計画の変更案を新旧対照表としてお示ししておりますので、適宜ご覧いただければと思います。

まず初めに、28年漁期ズワイガニ、日本海西部A海域のTACの留保枠の配分につきまして御説明をいたします。

いつもTACの関係は資料が多くて申し訳ないんですが、資料2-2の3ページ目、日本地図が載った資料をご覧いただきたいと思います。

日本海西部、ちょうど九州、四国の上には書いていますけれども、A海域の部分につきましては、TAC全体の7%に当たる266トン留保枠として設定しております。関係漁業者の了解に基づきまして、例年2月に漁獲状況を踏まえまして、留保枠から追加配分をするという形をとっております。今回、富山県、石川県、福井県からの増枠要望にあわせまして、富山県については43トンから52トン、石川県につきましては369トンから383トン、福井県につきましては234トンから304トンということにいたしまして、留保枠の残り173トンを大臣管理量に配分いたしまして、2,826トンから2,999トンに増枠をするという内容でございます。

なお、日本海北部、通称B海域のところにも41トンの留保枠がございますけれども、これについては特段増枠の要望がありませんでしたので、留保枠の配分はいたしません。

28年ズワイガニTACについては、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら発言をよろしく願いいたします。

特に御発言ないようですけれども、28年漁期のズワイガニTACの留保枠の配分につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、中期的管理方針の変更と29年漁期のスケトウダラ及びスルメイカのTAC設定について御議論いただきますけれども、まず初めに、これらの魚種の資源状況について事務局より説明を行って、御質問を受けた後にTACの設定について一つ一つ審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、事務局から資源状況に関する資料の説明をまずよろしく願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の神谷です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の2-3でございます。これを1ページ、お開きをお願いいたします。

各資源の資源状況を一覧表にまとめております。詳細につきましては、次のページ以降のものをご覧いただければと思いますが、まず初めに、スケトウダラの日本海北部系群でございますが、これにつきましては、もともとBlimitの親魚量が15.4万トンでありますところ、現在の親魚量が4.1万トン、子供も合わせた資源量が8.7万トンでございます。直近の加入は、2015年漁期に加入する2013年級群は4,000万尾と非常に少ない状況でございます。

現在の資源状況でございますが、親魚量はBlimitの15.4万トンを大きく下回っております。再生産に好適な環境が整ったときに、より良好な加入が得られますよう、親魚量を増大させる必要があると思っております。

それで、ABCと漁獲状況についてでございますが、2014年から2016年までのABCを一覧にしております。それで、資源評価に基づきます2017年のABCでございますが、10年で回復させるという目標であれば、ABCは1,500トン、30年で回復させるというのであれば6,300トンということになっております。現在は30年で回復させるというシナリオに基づいたABCが設定されております。

次に、スケトウダラの太平洋系群でございますが、こちらも資源は中位の減少傾向にございます。Blimitが15.1万トンに對しまして、親魚の量は34.9万トンでございます。資源の管理方策でございますが、2015年の親魚量はBlimitを上回っております。豊度の高い年級が発生する親魚量を維持すれば、持続的に利用が可能となっております。

ABCでございますが、9万トンから18.4万トンまでの間を提案しております。

次のページでございますが、スケトウダラの根室海峡ですが、資源水準の動向は低位・横ばいと。これはしみ出し資源でございますので、ABCの算定は行わずに、算定漁獲量を提示しております。2017年は4,600トンから5,700トンの間を提示いたしております。

スケトウダラのオホーツク海南部でございますが、こちらも低位・減少傾向にございます。同様にABCの算定は行わずに、算定漁獲量を提示いたしております。2017年のABCといたしましては、2万600トンから2万5,700トンの間でございます。

続きまして、スルメイカの冬季発生系群でございます。Blimitが5.2億尾で約16万トンでありますところ、2016年の推定値では3.3億尾の10.4万トンでございます。資源水準・動向としては、低位・減少傾向にございます。管理方策としては、2016年の親魚量はBlimitを下回っており、親魚量の回復を図る必要がございます。産卵場の水温低下等、産卵場の環境の変化が観測されて

おり、注意を払う必要がございます。

A B Cでございますが、2017年につきましては、4.7から6.9万トンを提示いたしております。

最後に、スルメイカの秋季発生系群でございますが、こちらもBlimitが約40万トンのところ、現在の資源量が44.4万トンとなっております。辛うじてBlimitは上回っておりますので、資源水準は中位と。ただ、資源の動向は減少傾向でございます。

管理方策ですが、長期的に再生産成功率が低下傾向でございます。2015年及び2016年の幼生分布調査で低い分布密度が見られており、資源動向に注意を払う必要がございます。2017年のA B Cにつきましては、6.5から15.6万トン进行提示いたしております。

以上が資源の動向でございます。

すみません。サバも新しく資源評価が出ましたので、この機会にあわせて説明させていただきます。

お手元の資料の一番左側でございますように、マサバの太平洋系群でございますが、Blimit、45万トンに対しまして、親魚量が49万トン、資源水準・動向が中位・増加傾向でございます。

管理方策ですが、親魚量をBlimit以上に維持する必要があると。本評価の将来予測では、日本のE E Zのすぐ外側の公海での外国漁船による漁獲を考慮しておりませんので、楽観的な評価となっております。今後、外国漁船による漁獲が継続されれば、将来予測が大きく変わる可能性がありますため、安全を見込んだシナリオが選択されることが望ましく、あわせて早急に外国漁船の適正な管理にも取り組むべきとなっております。

2017年のA B Cにつきましては、23.7万トンから37.2万トン进行提示いたしております。

あわせて、ゴマサバの太平洋系群でございますが、Blimitが3.8万トンに対しまして、親魚量が21.1万トンで、資源水準といたしましては、高位・減少傾向でございます。

管理方策といたしましては、現在の漁獲で資源の持続的利用が可能でございます。

A B Cにつきましては、2017年には9.4万から16.9万トン进行提示しております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、何か御質問等がございますでしょうか。

なお、これらの魚種のT A Cの設定等につきましては、後ほど御議論いただきます。よろしくお願いたします。

特に御意見等ございませんようですので、次に、マサバ及びゴマサバの太平洋系群とスルメイカの中期的管理方針についてです。事務局から説明をよろしくお願いたします。

○管理課長 管理課長でございます。

それでは、中期的管理方針について御説明いたします。

前回、11月の本分科会におきまして、夏に資源評価が固まったTAC魚種については、既に変更についての御了解をいただいております。今回は今説明がありました残りのマサバ及びゴマサバの太平洋系群とスルメイカについてお諮りするということになります。

資料は、資料2の諮問文の後ろについております別紙の新旧対照表になります。一緒にセットされているものです。その2ページと3ページをご覧ください。

2ページにマサバの部分がございまして、マサバ太平洋系群でございましてけれども、第3の第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項の2の漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針というところになります。

(5) マサバ及びゴマサバというところでございましてけれども、先ほど説明がありましたように、資源水準がマサバ太平洋系群につきましては、中位になったということと、北太平洋での外国漁船の動向やN P F Cでの取り組みを踏まえた記述に変更したいということで、ここにお示したような文章に変えさせていただきたいということでございまして。ゴマサバの太平洋系群については、状況に変化がございませぬので、変更は考えておりません。

次に、3ページの(6)のスルメイカの部分でございまして。

スルメイカにつきましては、特に冬季発生系群が低水準になるなど資源が減少傾向にあること、その要因として、海洋環境の変化の影響が大きいこと、さらには、韓国水域とのまたがり資源であるということなどを踏まえました記述に変更をいたしたいというふうに考えております。

なお、パブリックコメントにおきましても御意見をいただいておりますが、これについては、今後の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。ございませぬでしょうか。

特にございませぬので、中期的管理方針につきましては、原案どおり御承認いただいたということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

では、続きまして、29年漁期のスケトウダラのTACについて、事務局から説明をよろしくお

願いたします。

なお、スルメイカのTACにつきましては、スケトウダラの後に御議論いただきます。よろしくお願いたします。

○管理課長 それでは、TAC案につきまして系群ごとに説明をさせていただきます。資料2-5で説明させていただきたいと思いますので、お手元に準備していただければと思います。

まず、パブリックコメント等の結果でございますけれども、今回のスケトウダラのTAC案につきましては、1月10日に札幌におきまして公開の意見交換会を開催いたしました。また、ホームページを通じたパブリックコメントにおきましても、出された意見は全て日本海系群のことでございましたので、そのことも含めましてTAC案について御説明をいたしたいというふうに思います。

まず、日本海北部系群でございます。27年漁期からABCと等量のTACを設定することとしておりまして、29年漁期は30年でBlimitへ回復するシナリオのABCが6,300トンということでございますので、TAC案につきましても6,300トンということにしてございます。この点に関しまして、昨年秋に行いました資源評価結果に対するパブリックコメント、また、先ほど申し上げました1月に札幌で開催いたしました意見交換会、2月に行いましたTACそのものの案に対するパブリックコメント等におきましていただいた意見を御紹介いたします。

まず、1つ目でございますが、「ABCが一昨年の7,400トンから昨年には一旦8,300トンに増えたにもかかわらず、今回6,300トンと25%も減少したことは、漁業者の実感と乖離しており、資源評価に非常に不信感がある。このため、再調査及びABCの再評価を速やかに行って欲しい。」というものでした。

2つ目でございます。「資源再評価の結果、ABCが増えた場合には、漁期前に余裕をもってTACを増やして欲しい。」というものでございました。

3つ目でございます。「再評価の結果だけでなく、TAC6,300トンでは漁業経営への影響が大きいことから、TACをABCと等量とする原則にかかわらず、回復期間をより長くとったABCシナリオの採用やABCの乱高下を緩和するための柔軟なTACの運用を求める。」というものでございます。

4つ目でございます。「昨漁期を下回るTAC設定が避けられない場合には、相当の補償の実施や全面禁漁等の新たな対策を求める。」というものがございました。

こうした御意見に対する考え方を御説明いたします。

資源評価結果や資源の状況、管理の必要性について漁業者の方々に理解を深めていただくため、

通常の説明会ですとか意見交換会に加えまして、2月には研究者と行政担当者が浜回りを行い、現場の漁業者の方と意見交換を行っております。今後も資源評価の向上と適切な管理、さらには理解の促進を図るため、適宜現場に赴きまして意見交換を行いたいというふうに考えてございます。

一方、今回の資源評価結果につきましては、現時点では、科学的に最善のものでございまして、中長期的には資源が低い水準にあるということからいたしますと、厳しい管理措置は継続していく必要があるというふうに考えてございます。よって、ABCと等しいTACを設定するという原則に基づきまして、ABC6,300トンベースとして4月の漁期開始時点でのTACを6,300トンに設定いたしたいというふうに考えてございます。

また、例年夏ごろに新たなデータを用いまして資源の再評価を行っておりますので、その再評価の結果を踏まえまして、4月以降の漁獲状況も見ながら、その際にTACの期中改定については検討していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、本格的な漁期は沿岸が主になりますが、11月ごろに始まるということでございますので、夏の時点で4月以降の漁獲状況をよく見ながら、29年TACの管理について現場の関係者の方と引き続き考えていきたいというふうに考えております。

次に、オホーツク海南部でございます。

これは資源がロシア水域とまたがって分布しておりまして、ABCの算定は行っておりません。TACにつきましては、資源の来遊状況が良好な場合に対応できる数量ということで、近年の最大の漁獲量、24年漁期の5万2,023トンベースをいたしまして、TACを5万3,000トンにいたしたいというふうに考えております。ただし、28年漁期そのものはまだ終了しておりませんので、漁期終了後、5月に確定する実績を踏まえ、場合によりましては、またお諮りをして29年TACの見直しをするということになろうかと考えております。

配分につきましては、大臣管理分として5万2,500トン、北海道に若干という形で配分をいたしたいというふうに考えてございます。

次に、根室海峡でございます。

オホーツク海南部と同様、資源がロシア水域にまたがって分布してございますので、ABCの算定は行っておりません。TACにつきましては、近年の最大の漁獲量、23年漁期が1万9,115トンでございましたので、これをベースをいたしまして、TACを2万トンといたしまして、これを北海道知事管理分として配分をいたします。

なお、根室海峡についてもオホーツク海南部と同様に、28年漁期の漁獲量が確定する5月の段

階で、場合によっては29年TACの見直しをするという可能性が残っているということでございます。

最後に、太平洋系群でございます。

親魚量を維持するABCが18万4,000トンでございますので、これと等量のTACにいたしたいと考えてございます。TACの配分につきましては、大臣管理分として10万9,600トン、北海道知事管理分7万3,500トン、その他県知事は若干配分といたしたいというふうに考えておりました、全体といたしましては、資料2-4をご覧ください。

左上をとじた配分総括表案と書いたものでございます。これの先ほどのズワイガニのように、3ページ目に日本地図が載った、配分の詳細を載せたものがございます。ここにございますように、26万3,300トン全体といたしまして、このうち大臣管理分は左上の方にありますが、沖合底びき網漁業で16万5,500トン、知事管理分への配分は北海道へ9万6,000トン、その他の関係3県、これは青森県と岩手県と宮城県になりますが、これは若干にしたいというふうに考えております。

スケトウダラについては以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、議論に移りますけれども、スケトウダラのTACにつきましては、系群ごとに設定されていますので、順番に議論していきたいと思っております。

まずは日本海北部系群について何か御質問、御意見等ございましたら発言をよろしくお願いたします。

川崎委員。

○川崎委員 先ほど来、大変詳しく御説明をいただきましたし、また、浜へ何度も下がっていただいて御説明をいただいたということに対しては、大変感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただ、近年、北海道の漁獲を見ますと、ブリなんか来たことがないのに、その年に限ってとてつもない数量があらわれたり、非常に環境の変化というか、そういうことによって漁獲そのものが毎年、毎年大きく、大きく変わって、地域も変わってきているんですね。そういう意味では、一律的にこの日本海側の25%を前年度より下げるということになると、下げてもまだ獲れない地域と下げないで昨年並みのものをある程度満度に獲れた地域と分かれているんですね。獲れた部分に関しては、何で25%も下げないといけないんだと。おらのところは魚が来ているぞと。本当にABCは確かなのかと。毎年、毎年定点で調査しているというけれども、それを地域の移行

くものをしっかりと捉えてもらいたいんだという声は先般も北海道でこの問題について話し合ってきましたが、非常に大きかったんですね。

ただ、水産庁においても、しっかりこの辺は何度となく浜において御説明をいただいておりますし、それなりに議論した結果だというふうには思いますけれども、北海道としては、ぜひ地域格差をなくす意味でも資源全体をTACという管理下において増やしていかなければならないというのは私どもとして当然理解をできますけれども、地域によっては、特に沿岸ですね。零細漁民にとっては25%も一気に下げられるということになると、その年の生活に非常に大きく響くんですね。この辺を何とか考慮していただけるような案がないのかどうか、再度御検討いただきたいというふうに思います。

○山川分科会長 藤田管理課長、よろしくお願いします。

○管理課長 ありがとうございます。このスケトウダラに限らず、資源管理をしている対象種の資源状況が大きく変わるとき、あるいは海洋環境が大きく変わるときというのは、おっしゃるように従来どおりの配分方法だけで全部こなせるのかというのは、確かにおっしゃるとおりの部分があるかと思えます。

今回の配分の話につきましては、特に北海道内における配分の仕方だと思いますので、その点につきましては、我々も北海道庁さんとよく話し合いをしながら、限られたTACの中で、いかに現実の現場の実感といいますか、実情に合った形で配分ができるかというのは、引き続き検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

高橋特別委員。

○高橋特別委員 日本海系群の以前もお話をしたと思うんですが、いわゆる定点観測をしているということでお伺いをしていました。その観測区域の拡大というのがかつてお願いをした経緯があるんですが、現在の観測の地域、海域の拡大というのがなされているのかどうか、その辺ちょっと教えていただきたいなと思います。

○山川分科会長 では、漁場資源課長でよろしいでしょうか。

○漁場資源課長 基本的に資源調査というのは継続性が求められますので、定点観測というのは続けておりますし、それに加えて、水研機構の方で現場に回ったときに、それぞれの漁師さんの方からいろいろデータをいただけるということでしたので、そういったものも加味して資源評価をやっていくことになるかと承知しております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

本間委員。

○本間特別委員 多少お聞きしたいんですが、この定点観測、これはわかりますけれども、現場の漁業者さんからの情報というのは、どれくらい重要性を持って加味されているのでしょうか。

○漁場資源課長 ものによります。

○本間特別委員 いや、今先ほど来いろんな海流の変化だとか海水温の変化で、今までの定点でいいのかということで今、高橋委員がおっしゃったとおり広範囲という部分もあるんでしょうけれども、やっぱりその海に暮らしている漁業者が一番この広範囲に情報というのは持っていると思うので、いやいや、実はこういう情報が欲しいんだとか、このポイントに例えば小さいスケソウはいるかとか、そういうようなことをもっともっと水産庁さんなり試験場さんの方からアドバイスしてもらえれば、ここにこういう魚がいたよとか、そういうような話が出てくるとは思うんですけれども、そういうやりとりというのは今後やっていただけますか。

○漁場資源課長 そういったものを含めて、この間、水産庁職員が浜回りしたときに水研機構の部長も同行して、いろんな意見交換を行って、今後新たにもらえるデータというのかなり突っ込んだ話し合いがなされたと思っております。ただし、一つ大事なのは、科学的に評価に耐えるようなデータの質というのも大事になってまいりますので、たまたまスポット的にここで獲れたから、そのときのデータを使えというわけには、100%要望には添いかねるという点は御了解ください。

○本間特別委員 私は太平洋の方なので、その辺の仕組みというのは大体理解しているつもりなんです。ただ、日本海側でどのような形で今やられているのかなというのがあったので、今シーズンに向けては、随分前進したということを知って安心しました。これからもどうぞよろしくをお願いします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、次のオホーツク海及び根室海峡系群に移ります。御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。オホーツク海南部と根室海峡系群に関しましては、ロシア水域とのまたがり資源であることから云々かんぬんというのは、かなりずっと長い間使われている言葉だと理解しているんですけれども、以前も多分お聞きしていて、ロシアの研究者との情報のやりとりというのが国家間よりももしかしたらずっと大事になってくるかもしれないんですけれど

も、その辺の状況を政府間レベルも何か最近、カニの密漁の禁止協定が前に進んだり、少し前に進んでいるのか進んでいないのかよくわからないところもあるんですけども、その研究に耐え得る情報の交換というのはどれぐらい今進んでいるか教えていただければ幸いです。

○山川分科会長 神谷漁場資源課長、よろしくお願いたします。

○漁場資源課長 毎年日ソの漁業委員会の中の科学委員会がごいますので、そこで科学者間で、資源評価に必要なさまざまなデータの交換を行っておるはずでございます。

○東村委員 つけ足して恐れ入りますが、活発になったとか、よりよくもらえるようになったとか、そういうのはないんでしょうか。すみません、もう大分長いこと続いているかなと思いますので。

○漁場資源課長 いい方向には向かっていると思いますけれども、国が国でもございますので。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にないようですので、次の太平洋系群に移ります。御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いたします。

特にございませぬようですので、スケトウダラの29年漁期TACにつきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、29年漁期のスルメイカのTACについて、事務局から御説明、よろしくお願いたします。

○管理課長 それでは、資料2-6をお手元に御準備ください。平成29年漁期スルメイカ漁獲可能量(TAC)案についてと書いた横長の紙でございます。

まず、パブリックコメント等の結果でございますけれども、スルメイカのTAC案につきましては、1月16日に東京におきまして公開の意見交換会を開催いたしております。出席者の方々からは、資源評価ですとか外国漁船対策などについての御意見、御質問をいただきましたけれども、そのTACの数量そのものに関する御意見はいただいておりません。また、本件につきましてホームページを通じてパブリックコメントを行ったところ、管理方法ですとか外国漁船対策についての要望がございました。ですけれども、TAC数量そのものについての特段の意見はなかったということでございます。

それで、まず、冬季発生系群でございますけれども、親魚量の増大(5年でBlimitへ回復)ということで6万9,000トン、秋季の発生系群につきましては、親魚量の維持(Fmed)の15万6,000

トンをABCとし、これらABCの合計値が22万5,000トンということになります。

これらはスルメイカが分布する海域全体のものでございまして、韓国漁船による漁獲分というものが含まれてございます。今年資源が減少し、漁場形成も非常に不安定になっているということなどから、従来と同様に韓国漁船分の数量を差し引くということではなくて、日本漁船が不利にならないように、一方で資源管理にも留意しつつ、日本として最大の資源の利用が可能となるような形で配慮した案を示させていただきました。

具体的には、日本のEEZ内における漁獲割合が最大でございました2007年の60.1%を全体のTACの22万5,000トンに乗じて得た13万6,000トンをTACといたしたいというふうに考えてございます。

次に、TACの配分につきましては、またちょっと戻っていただきまして、資料2-4になります。

1 ページ目の大臣管理分につきましては、8万6,500トンの団体ごとの内訳を示してございます。各団体への配分につきましては、関係業界間の合意に基づく算定方式で配分してございます。また、その裏の2 ページ目に知事管理分を載せてございますけれども、知事管理分につきましては、全て若干という形で配分をいたしているところでございます。

スルメイカにつきましては、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問等ございましたら発言をよろしく願います。

谷地委員。

○谷地特別委員 全いかの谷地です。

平成29年度のスルメイカのTACが平成28年度TACの約47%減となることに大変不安を感じています。TACを決める要素として、漁獲実績が大きなウエートを占めていると思います。しかしながら、荒天のため操業日数が極端に少なかったこと、また、昨年9月下旬から10月末まで日本海大和堆の日本の経済水域で北朝鮮のイカ釣り漁船と北朝鮮のフラッグを掲げた中国漁船が虎網漁法、かぶせ網漁法により200から300隻単位で違反操業を行ったことにより、安全のため操業を断念し退避せざるを得ませんでした。

以上のようなこともあり、漁獲成績は上がりませんでした。このようなことがTACに反映されていないことが大変残念に思います。TACを決める際、操業日数なども考慮していただきたいと思います。それに全いかからパブリックコメントがあったように、スルメイカは大韓民国、

ロシア、北朝鮮などとともに我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われているため、関係国との協調した管理に向けた取り組みの推進を図ってもらいたいと思います。

また、スルメイカの価格が高騰しています。そのことを手放しで喜んでばかりはいられません。仲買人や加工業者のスルメイカ離れが起きています。製品を作れば作るほど赤字になり、値上げすれば売れないという最悪の状況になっています。そういう状況の中、TACを半減することは心理的にダメージを与え、スルメイカ離れに拍車がかかり、結局は我々漁業者にも反動が来るのではと危惧しています。

また、スルメイカの資源回復のためにも、先ほど述べましたように、外国船の違反操業の取り締まり強化を徹底するとともに、違反操業に対して主権的権利を行使するようお願いいたします。それに青森県太平洋沖合では、沖合底びき網漁船は5月、6月にふ化したばかりの小型スルメイカの混獲量制限ルールを作り、極力漁獲しないよう努力しています。これを三陸沖のほかの県にもルールづくりをして、極力漁獲しないように指導することも大事だと思います。ただ数量で管理するだけでなく、そういったこともする必要があると思います。

最後に、スルメイカは一年魚でありますので、今期生き延びた親魚が産卵し資源が回復したときは速やかに期中変更をしていただきますようお願いいたします。

○山川分科会長 非常に切実な御意見をいただきましたけれども、藤田管理課長、何かございますでしょうか。

○管理課長 幾つか御意見をいただきまして、まず、取り締まりの件につきましては、なかなか詳細を申し上げるのは難しゅうございますけれども、我々としてできる限りのことで厳しく対応するというので、引き続き頑張りたいというふうに考えてございます。

あと、関係国との協調した管理につきましては、当然相手があることなので難しい部分もありますけれども、我々としては、その姿勢は崩すことなく、やはりまたがっている資源でございますので、ちゃんと管理できるようにということで引き続き求めていきたいというふうに考えてございます。

さらに、ちょっと管理のあり方といいますか、なかなかスルメイカがおっしゃるように年魚ということで非常に管理が難しい部分がございます。その限られたTACの中で、いかに上手にみんながそれを利用するかというのは、なかなかおっしゃるように公的規制のTACだけで全て行うというのは難しい部分がございますので、やはり関係団体の方と現場でどういったことができるのかということにつきまして、別途いろんな形で協議の場を設けるなり考えさせていただくということで対応させていただきたいというふうに考えてございます。

あと、ちょっとスルメイカの資源評価につきましては、実はかなり改善をしていただいて、今のタイミングといたしますか、形になってございますので、実は期中改定というのはなかなか難しい部分があるかと思えますけれども、新しい資源評価が出て、それでもしABCが変わってTACを変更すべきだというふうに思われるときには、できるだけ速やかにそれは我々としても対応したいというふうに考えております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○谷地特別委員 よろしく申し上げます。

○山川分科会長 川越委員。

○川越特別委員 今、谷地委員からの関連したことになると思いますが、まず、この資源評価を我々は全て納得しているというわけではございません。当然ABCを超えるような漁獲があってはならないということも十分理解はしております。しかし、こういう魚種別の中で消化率に差があるというのも事実だと思うんですね。当然業者は与えられたTACを消化するというような責務があると思うんですが、そういう中で、先ほど来、漁業者、昨年は確かに値段が暴騰して懐ぐあいよかった。片や言われるような荷受け、買い受けの方については非常に負担が生じて、場合によっては廃業に陥るといようなことであって、我々漁業だけがよくなればいいという話ではない。当然、荷受け、仲買いもあつての漁業であつて、共存共栄ということが成り立たないと漁業は継続できません。

そういうことはもう十分よくわかられていると思うんですが、そういう中、近年のスルメイカというのは当然一年魚ということで漁場形成も不安定、それから、イカの来遊量も資源の評価はしていただくけれども、これも不確定な要素が大き過ぎるというふうなことを考えるならば、やはり全体のTACの範囲内で可能な限りスルメイカが供給できるような、今若干その部分を課長の回答があつたと思うんですが、いま一度全体の範囲内での可能な限り、このTACのスルメイカを利用できるような枠組みということを真剣に考えていただきたいというふうに思います。

今回の配分された業種別のTACが制限となって、市場にスルメイカが供給できなくなるというようなことは絶対あつてほしくないというふうに思いますので、先ほどの管理課長の回答も若干含みがあつたと思いますが、よくそこらを検討していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○山川分科会長 何かございますか。

○管理課長 ありがとうございます。

実は先ほどちょっと申し上げましたように、TACを設定するための意見交換会を東京で開催

した際に、あまり加工・流通業界の方の御出席がなくて、そういう意見が欲しかったところなんですけれども、今後はやっぱりこの前の段階から我々の方もアナウンスをして、そういった加工・流通業界の意見もちゃんとお聞きできるように努めたいなというふうにまず考えております。

さらに、先だって谷地さんは御存じだと思いますけれども、八戸の方で検討会を開催されて、どういった形でうまく管理するかという議論も関係団体を交えてされたというふうに伺っております。スルメイカにつきましては、なかなか非常に関係業界で難しい部分、あと一方で、資源が変動して、従来と同じように獲れないという部分で悩みが相当深い部分があるかと思っております。我々としても、今すぐこうできますというのは申し上げられませんが、そういう現場での意見交換とか今後のあり方について、関係団体の方と検討をうまく管理ができるように努力をいたしたいというふうに考えております。

○山川分科会長 では、よろしくお願いたします。

ほかに。

大久保委員。

○大久保特別委員 小型いか釣りから4件ちょっと質問したいと思っております。

TAC数量は厳しいが、管理方針は守っていく、示された資源管理評価及び漁獲可能量の設定配分は、小型スルメイカ漁業の経営にはとても大変厳しいものである。科学的調査に基づいた資源評価に基づく資源管理は重要、管理方針を重視していく所存です。

2つ目に、沿岸いか釣り漁業者へ与える影響は慎重な運営を願う。小型スルメイカ釣り漁業は沿岸スルメイカを専業で漁獲するものであり、資源変動によって受ける影響は大きい。TACの管理運営については、このような漁業の特徴を鑑み、慎重な運営をしていただきたい。

3つ目が冬生まれ系群へ過剰な漁獲圧がかからない運営の必要性、資源評価結果では冬生まれ系群が著しく減少。TACは秋生まれ系群との合算で設定され、そのような減少で著しく冬生まれ系群に過剰な漁獲圧がかからないようにTACの運営が行われるべき。

4点目が大和堆中国船への懸念。昨今、日本海大和堆の我々のEEZ等において外国船の不法操業による乱獲が行われ、資源の影響は相当にあるものと思われる。外国船についても、資源管理配慮を求めるほか、違反操業について厳格に取り締まりをしていただきたいとともに、小型イカ釣りで昨年11月1日から3日間、韓国の九龍浦、慶州、釜山に漁業者との意見交換に行きましたところ、11月に入っておるので、イカがたくさん獲れているものと思っておりましたが、皆さん停船して漁に行っておられませんでした。なぜ行かないんですかと言いましたら、中国船がいっぱいおって、サンマと一緒に、中国船でとめられて、スルメイカが下ってこないという懸念がた

くさんありました。

そして、その中に我々日本のTACでは27年度が42万トンでありましたけれども、29年度に対しましては、22万5,000トンと削減しておりますけれども、韓国の業者に聞いてみたところ、1,900隻の底びきの乱獲で非常に困っております。そして、仲買いじゃなくて商社マンの人が言われることは、10月いっぱいまで日本のEEZ内の大和堆周辺から鬱陵島近海で25万トンから20万トンの水揚げをしておりますということであります。

ただ、これは非常に大変なものであります。そして、私たちは1975年ごろから漁をしておりますけれども、1980年代には、こんなにスルメイカが獲れないときもありました。ありましたけれども、この中国船の乱獲はあっておりませんでした。そして、資源も何年かですぐ回復しましたけれども、今のような状態では、なかなか回復が望まれないと思います。

そして、一つは水温もありますけれども、我々の対馬海峡では、2月になって初めてようやくイカが少しずつ獲れ始めました。1カ月半ぐらい遅れております。そういう状況で水温も兼ねておりますけれども、何とか外国船の乱獲の不法操業に対しましては、徹底して取り締まりをしていただきたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

外国船のこと等につきましてですけれども、何かございますでしょうか。

○大森委員 関連でよろしいですか。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 小型イカの立場で関連なんですけれども、今、大久保委員おっしゃったとおり、この外国船の特に中国船、このEEZ内の違法操業が次の漁期でもまた惹起するようなことになると、資源にどれだけの影響が出るか本当に危惧されます。しっかりとした取り締まりをお願いしたい。

また、小型イカの漁業者は全国で本当に数が多い漁業種類であります。確かに経営規模も小さい、そういった中でイカを専獲して生計を立てておるわけです。今年、こういう漁場形成になった、次期がどうなるか、それによってまた獲れる状況というのが変わってきますし、そういう面で、イカの漁業種類毎の配分というのは長い間の議論の中でルールが形成されております。安定供給の面というのはこれも重要でありますけれども、やはりそれぞれの操業と経営ということの中で、やはりこのルールというのは一つ大変重要なテーマでありますので、ここはここできっちりとこういう基本を守っていついていただきながら進めていただきたいということでもあります。よ

ろしく願います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

○管理課長 御意見ありがとうございます。

まず、外国漁船の違法操業につきましては、引き続き適切に対応したいというふうに考えております。頑張って皆様方の御意見をできるだけ今後お聞きすることのないように頑張りたいというふうなことでございます。

それとあと、いきなりということは難しゅうございますけれども、関係国との協調した管理というものについても、諦めずに、旗を下げずにやっていきたいというふうに考えております。

それと冬生まれ系群と秋生まれ系群の話がございました。おっしゃるように、もう皆様は御存じだと思いますけれども、ほかの魚種の系群のように分布域で分かれているわけではございませんので、重なってしまっているんですね。ですから、何か区域で切っちゃうということが難しい系群でございますので、やはりそういった意味では、太平洋だったら太平洋の地区ごとにどういう形でうまく管理できるかというようなことで工夫をしていくのが現実的なのではないかというふうに考えておりますので、その点につきましては、我々の方も関係者間の協議が進むように努力をいたしたいというふうに考えております。

あと、大森委員からもございましたように、現在の配分のルールはかなり大変な調整を経てでき上がっているということは重々承知をしております。一方で、TACの設定の仕方とか配分の仕方によって、非常に関係漁業者の方が大きな影響を受けるというのも存じ上げておりますので、この点につきましては、関係者の方とやっぱり引き続きこういう資源状況が大きく変わる中で、本当にTACのどういうやり方があるのかという話し合いをさせていただきながら、皆様ができるだけ納得のいく範囲で管理が進むようにということで努力をさせていただきたいというふうに考えております。

○漁業調整課長 冬生まれと秋生まれの話がありました。先ほど、若干、管理課長の方からもありましたとおり、青森の八戸沖でスルメイカの資源管理に対する協議が行われております。1回目が底びき、まき網、中型イカ、小型イカ関係者で意見交換させていただいて、2回目は加工・流通業者、市場関係者を含めて大体100人弱ぐらい集まって頂いて意見交換をしました。

そこで、小型イカの方々から提案があったのは、三陸沖、八戸沖は冬生まれ系群を95%漁獲している。水産庁から提示されたTACは大体半減なんだけれども、冬生まれは、実は3分の1なので、半減じゃだめなんじゃないか。3分の1にするべきという提案がありまして、自分たち小型はそういうふうにして取り組むので沖合の底びき、まき網についても、このことについて一緒

に考えてくれないかというような提案がありました。

それからあと、小型のバライカについては、沖底は獲らないということをやっているんだけど、小型イカも当然それはやるのでほかの業界も一緒にやっぺいこう。一番心に残った小型イカからの発言で、特定の漁業種類を批判することだけでは資源管理は成り立たない。みんなで一緒に手を携えてやっぺいしていくべきという発言がありました。その点で小型イカが取り組んでいくことについて、ほかの業界も対応してくれないかということでした。

そういった話であればということで、ほかの業界も小型イカの提案について真剣に検討するというような方向になっております。そういうような資源の状態の危機感から、同じ魚種を同じ漁場で獲る漁業者の皆さん方が自主的な話し合いが始まっているということを御報告しておきます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

いろいろ御意見等ございましたけれども、三木委員。

○三木委員 先ほども藤田課長の方から加工・流通業者の意見も今後聞くべしという話がございましたけれども、スルメイカ始めイカ類はかなり幅広い利用がされていると思います。生鮮ものと、あと加工ものですね。ですから、もちろん生産者だけではなくて加工・流通業者に注視していく必要はあろうかと思ひます。

その加工の中でも惣菜ものだったりサキイカの乾燥珍味、そしてまた、塩辛が代表である生鮮珍味があると思うんですけども、生の国産のスルメイカ利用というものの利用比率がかなり違いますので、そこら辺、一口に加工業者といっぺいても、やっぺいりどういふうに利用しているかというところも注視すべきかなと思ひます。

危惧するのは、今もかなり輸入ものが入っていますけれども、それによって加工業界の原料手当の構造が不可逆的なものになってしまうと、国産の資源が増えても、それが戻らないというふうな状況です。あわせて、消費も今イカ類は減ってきていますから、末端の消費との見合いの中で、いろいろ業者の方の御意見を聞くとTACを進めにくいところはあろうかと思ひますけれども、そこら辺の構造も視野に含めて進めていただけたらと思ひます。

以上です。

○山川分科会長 加工についての御意見ですけれども、事務局から何かコメントございますでしょうか。

○管理課長 御意見ありがとうございます。引き続きいろいろな方の意見を聞いて、TACが設定できるように努力をしたいと思ひます。

○川越特別委員 ちょっと最後にもう一点。

○山川分科会長 川越委員。

○川越特別委員 水産庁の方にお伺いしたいのは、日本海の場合、非常にクジラ、それから、イルカ、ここの食害というか、そこらで非常に資源量の評価にどういうふうに水産庁の方は資源評価の中にそういう部分、食害の部分ですよね。クジラ、イルカ、それで、もう漁業者が困るのは、必ず漁場ができると沿岸においてはイルカが大量にやってくる。そして、漁獲できなくなる。沖合においては、必ず好漁場と言われるところにはクジラが相当数いる。ここの食害的なことの状況を資源評価の中にどういうふうに捉まえての資源評価をされているのか、ちょっと考えがあるならお聞きしたいと思います、いかがですか。

○山川分科会長 神谷漁場資源課長、よろしくお願いします。

○漁場資源課長 自然死亡率の中に入れて計算しております。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 一年魚と言いながらTACが半減近くになるということは大変なことなので、ちょっとお伺いをしておきたいんですが、資料2-3の19ページに近年のスルメイカにとっての不適なレジームに移行した可能性を示唆する現象が見受けられると、こう書いてあるんですね。この示唆する現象というのは、具体的にどういうことなのかちょっと教えていただきたいと。

それから、今後このイカの資源というのがどのように見ているのか、まだまだ減っていくものなのか、それともそろそろ下げどまりという見方をしているのか、その辺教えていただければありがたいなと思います。

○山川分科会長 神谷漁場資源課長、よろしくお願いいたします。

○漁場資源課長 現在、レジームが移行したかどうかというところの微妙なところにあります。だから、そこはもう二、三年見てどうなったかというのがわかると思います。とはいえ、これまでの傾向が継続するとするのであれば、資源というのは減少傾向に向かうであろうと思われます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

大久保委員。

○大久保特別委員 スルメイカはやっぱり水温が一番重いですね。我々1970年代からずっとスルメイカ獲りをしておりますけれども、1980年代もこのように獲れなかったことがありますよね。我々19トンでもニュージーランドまで行こうかと、そういう会議もしたことがあると、イカが全く獲れなくて。水温でそういう波があるんですよ。しかし、今は中国船のああいう乱獲をされた

ら、親を獲られてしまって回復するのがなかなか難しいんじゃないかと懸念しているわけですよ。

しかし、韓国は今、TACもこうやって話し合いができておりますよね。中国政府にも話し合いをするようにお互い資源管理しましょうというのを水産庁でどうか呼びかけてください。長谷さん、よろしくお願いします。

○山川分科会長 もしその不適なレジームにあるのだとしたら、そういった外国漁船の非常に大きな漁獲圧というのは資源にとって壊滅的なダメージを与えかねないと思いますので、その点は水産庁もよろしくお願いいたします。

長谷次長。

○水産庁次長 御指名ですので。先ほども出ましたけれども、韓国、北朝鮮、ロシア、そして、中国が入ってきているという中で、北朝鮮以外は国交があって、曲がりなりにも二国間で条約もあり、さっき科学者の会議もありますという話が出ましたけれども、そういう形でやっております。中国も日中漁業共同委員会というのがあって、実は本件についても中国側に申し入れをして、ちゃんと行儀よくさせろというような話もする中で、向こうの漁業局も指導をやってくれているというようなことであります。

もう繰り返しですけれども、何人も委員の方から出ましたので、しっかり水産庁として取り組んでいきますし、このままでは本当に漁業者の不満がどんどん高まっているということについては、実はこれまでも関係機関には伝えていきますし、これからもしっかり伝えて、関係機関、水産庁以外の政府機関とも協力して、しっかりした取り組みをしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○山川分科会長 では、よろしくお願いいたします。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、本件につきましては、いろんな御意見、御要望をいただきましたけれども、スルメイカの29年漁期TACについては、原案のとおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上でスケトウダラとスルメイカについての議論は終了といたします。

諮問第274号につきましては、全て御議論いただいたところですが、特段の追加の御意見等はありませんでしょうか。

ないようであれば、本件は原案どおり承認したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次の諮問第275号「水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成29年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長の伊佐です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3に基づき説明申し上げます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

28水推第1060号-2

平成29年2月23日

水産政策審議会

会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成29年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第275号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この計画案につきましてですが、29年度の計画というのは、今年の秋に戻ったサケから採卵して、来年の春、3月から5月ごろに放流するものでございます。

それでは、この計画について趣旨を簡単に説明させていただきます。5ページ目をご覧ください。

「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行うさけ及びますの個体群の維持のための人工ふ化放流」でございますが、サケマス資源の保護培養のためには、北海道から東北中心に民間による資源増大を目的とするサケ及びマスの人工ふ化放流が行われております。この民間放流とともに、多様な遺伝形質のサケ及びマスの放流により気候変動リスクの回避をすること、地域特性に見合った幼稚魚の放流により回帰の確実性を高めることなどを目的とする遺伝的多様性を維持するためのふ化放流や、資源状況を把握するためのふ化放流が必要であり、これら個体群の維持のためのふ化放流を農林水産大臣が定める計画に従って、水産研究・教育機構が実施することとされております。

また、この水産研究・教育機構のふ化放流は、地域固有の個体群の特性が維持されている主な河川において行われており、全ての放流魚に耳石温度標識をつけ、放流サイズごと、放流時期ごとの回帰状況などが調査されております。

具体的な計画の中身でございますが、3ページに戻っていただきたいと思います。

これが29年度の放流の計画でございます。放流水系というのは、北海道の14水系でございます。サケにつきましては、10水系で1億2,900万尾放流、カラフトマスは3水系720万尾、サクラマスは6水系270万尾、ベニザケは3水系15万尾、合わせて1億3,905万尾でございます。これは前年同でございます。

以上が諮問の内容でございます。

また、関連いたしまして、4ページをご覧くださいと思います。

4ページは参考までに昨年定めた全国のさけ・ます人工ふ化放流計画というのを掲載してございます。全国といたしますのは、水産研究・教育機構の計画に道県の計画に基づいて民間の事業者が実施しているもの、これを含めた計画数量でございます。一番右の欄の下から3番目が合計でございます。昨年度の放流計画は全体で19億1,319万5,000尾と、このようになってございまして、近年は大体19億尾、これはサケ、カラフトマス、サクラマス、ベニザケを含めてでございますが、放流計画となっております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら発言をよろしく願います。

特にならなければ、諮問第275号については原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第274号及び諮問第275号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

28水審第42号

平成29年2月23日

農林水産大臣 山本 有二 殿

水産政策審議会

会 長 馬場 治

平成29年2月23日に開催された水産政策審議会第81回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第274号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第275号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成29年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

それでは、この答申書を長谷次長にお渡しいたします。

(分科会長から長谷次長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、残っておりました審議事項の3番、資源管理指針の一部改正について、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○管理課長 それでは、資料6をお手元に御準備ください。

この資源管理指針でございますけれども、国の今後の資源管理のあり方として、資源管理の方針と、この方針を踏まえた魚種あるいは漁業種類ごとの具体的な管理方策を策定するというものでございまして、今回の主な改正点は、ここの資料6に書いていますように3つでございます。

1点目は、平成28年度の資源評価結果を反映したことによる改正でございまして、今年度から評価時期が変更されたため、11月の審議の際に反映できませんでしたサバ類の太平洋系群とスルメイカにつきまして新たな資源評価結果が公表されたことに伴い、内容を変更するというものが1つ目でございます。

2点目は、資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針の記載でございます。これは、今まで記載がなかった部分なんですけれども、資源管理計画の評価・検証及び高度化を実施するに当たっての方針や、その方針を位置づける国及び都道府県の資源管理指針に新たに評価・検証の考え方や方法を記載して、着実に資源管理計画を見直ししながらやっていこうということを明らかにするというものでございます。

そして、3点目が資源管理目標等の変更でございまして、前回11月に審議されました海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画における中間的管理方針の見直しに伴いまして、これと整合する形に記述を変更するというものでございまして、資料6-1はその変更部分を新旧対照表としてお示ししてございまして、資料6-2は変更部分を反映した全体版になっておりますので、後ほどご覧いただければというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら御発言をよろしく願います。

東村委員。

○東村委員 事前に送られてきた資料に基づいて質問させていただいてもよろしいでしょうか。資料6-2で、いろんなグラフが載っていて、少し気になったのがございまして、7ページのマアジ太平洋系群とマアジ対馬暖流系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移というのがございます。何気なくなんですが、1997年のあたりにちょっと縦線を引いてみたところ、ちょっとバーが図4-1と図4-2で桁が違う、桁までは違わないんですけども、かなり違うのは、それはそうだと思うんですけども、特に図4-1、マアジ太平洋系群なんかはTACを入れてからの方が何か資源が減っているように見えなくもない感じ、見えなくもないというか、見えますね。それがちょっとTACを信頼していないわけではないですけども、いろんな批判をする人は世の中にいますので、何か説明をしていただければと安心できるかなというふうに思います。

マイワシに関しては、かなりの変動がもう皆さんの中で了解されているので、図8については私もあまり疑問を挟まなかったんですが、ほかの魚種に関しても、資源変動かなというものもご

ございますけれども、特にこの7ページの図がとても気になったので、何か御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 マアジにつきまして、では、神谷漁場資源課長、よろしく願いいたします。

○漁場資源課長 7ページの図4-1でございますけれども、これは3つ理由がございます。その前に、現在、マアジは親魚資源がBlimitを上回っておりますので、資源の水準としては、こう見えても中位ということでございます。中位の場合の資源の管理方策と申しますのは、現在の漁獲圧力を維持ということになっております。

それを前提といたしまして、この図を説明いたしますと、まず、山の高まりがあるところは、1993年を前後しまして、何年かかなり卓越年級群が入りまして、相当高い加入がございました。その後、2000年代に入って、2007年とか8年ぐらいまでに減少しておりますのは、漁獲圧力がその前後の年に比べてそこそこ高かったということがあります。これ自身はTACの方針の現在の漁獲圧力を維持ということになっておりますので、それとあわせて、この前後の再生産成功率というのはずっと変わっておりません。高いままでしたので、要するに中位水準にある間は、ある意味許容された範囲内でこういう形で動いていったということになります。

一方で、2013年、14年、15年、最後の3年間の減少はまた違ったものが見られます。このときは、TACは設定されておりますけれども、実際に漁獲圧力は下がっております。一方で、再生産成功率が2000年代に比べますと、2分の1、3分の1、4分の1というふうに減ってきておりますので、最後の3年間の減少というのは、むしろ海洋環境の変化というのが大きくあらわれておるのだろうというふうに認識しております。

○東村委員 ありがとうございます。そんなにいろんな要因が絡んでいるということで、改めて難しいものだなと思いましたが、どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

では、特にございませんようでしたら、資源管理方針の一部改正については原案のとおり決定するという事によろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あるとのことです。1つ目は、太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について、2つ目が第1種特定海洋生物資源の採捕数量等についてでございます。

それでは、最初に太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について、事務局から御説明を

よろしく願いいたします。

○審議官 審議官の太田でございます。

資料7をご覧ください。太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性についてということで、前半が国際情勢、後半が国内管理の方向性についてとなっておりますが、私の方からは国際情勢について説明させていただき、後半は藤田課長から説明いたします。

まず、ページをめくっていただきまして、1番、いきなりちょっと英語の表記が出てきて申しわけないんですけども、中西部太平洋まぐろ類保存委員会、通称WC P F Cというふうに呼んでおりますけれども、これの年次会合が去年の12月にフィジーで開催されまして、その結果について記載しております。

まず、1つ目の事項としまして、昨年8月の北小委員会の合意事項が採択と書いてありますけれども、WC P F Cの構造として、本委員会の下に北小委員会というのがございまして、太平洋クロマグロにつきましては、まず北小委員会で議論してから、北小委員会の決定事項を勧告としてWC P F Cの年次会合に送ることになっております。

その昨年8月の北小委員会の合意事項というのは、下の2の国際的な決定事項のところに書いてございますけれども、(1)の中西部太平洋、WC P F Cということで3つあります。1つ目が親魚資源量を2024年までに少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とするということで、この歴史的中間値というのが大体4万1,000トンぐらいでございます。2つ目、3つ目はそのために何をしなければいけないかということでございますけれども、1つは30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002年－2004年平均水準から半減すると。3つ目が30キロ以上の大型魚の漁獲量を2002年－2004年平均水準から増加させないと。小型魚については半減、大型魚については増加させないということでございます。

上に戻っていただきまして、その北小委員会の合意事項として、現行措置の枠内で新しい話としまして、小型魚の枠から大型魚の枠へ振りかえることを可能とする。これは小型魚を獲るよりも、大型魚を獲る方が同じ量を獲るのであれば資源の回復に貢献するというところで、このような事項が入ったということでございます。

そして、2つ目が養殖活動についてデータ収集を強化するというところで、魚を養殖場に入れるときにきちんと数や重さをはかっているのかとか、地中海の蓄養場とかに比べますと、太平洋クロマグロの方が管理が必ずしも十分でないというような懸念もございましたので、養殖活動についてデータ収集を強化ということが入っております。

それと、長期管理方策についてとありますけれども、今の目標というのは2020年までの話なん

ですけれども、その2020年を超えて、さらに2030年までの話を今年の北小委員会で作成しようということになっております。そのために北太平洋まぐろ類国際科学小委員会、通称I S Cとっておりますけれども、そのために必要となる科学的な検討を行いまして、その結果を議論するための関係者会合、ステークホルダー会合というふうに言いますけれども、これを2017年春に日本で開催することとしております。

この関係者会合には、当然のことながら関係者ということで漁業者も蓄養業者も加工業者も、また、大学の先生、環境団体と色々な関心を持つ方に参加していただきまして、I S Cが作成した科学的な検討結果を説明してもらいまして、それについていろいろと意見交換をしてもらおうというふうに思っております。

2番目でございますけれども、通常はここで終わるんですけれども、本会議にいきまして、太平洋クロマグロの資源状況が非常に歴史的に低いものですから、太平洋の島嶼国やEUの方から今御説明したことだけでいいのかというような意見が出まして、いろいろ議論した結果、本年の年次会合での採択を目指して、本委員会から北小委員会に対して以下の示唆を送るので、これを十分考慮してくださいよという話が来ております。

それが2つございまして、1つは遅くとも2030年までに初期資源の20%まで資源を回復させる保存管理措置を策定すべきと。この初期資源というのは下の方に書いておりますけれども、別に漁業が始まる前にあった資源ではなくて、資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるかということ推定した数字でございます。

それと、2つ目が緊急ルールを策定すべきということでございますけれども、これは加入量の著しい低下が発生した場合に緊急的に発動する措置ということで、この加入というのは、卵から稚魚が生まれて、大体20センチぐらいになると引き縄でかかるようになるわけですが、その20センチぐらいのものがどれだけ生き残ったかというふうに考えてもらえれば結構でございます。年によってこの加入量にもものすごい大きな変動がございますので、これは多分に海洋環境によって左右されるわけでございますが、この加入量の著しい低下が発生するということは、その後、親になる数が少ないということでございますので、そういうことが生じたときには、緊急的にさらに漁獲量を減らすといった、そういう措置をとらなければいけないのではないかと問題意識から、こういう示唆が来ております。

それと、2につきましては飛ばしまして、次のページでございますけれども、スライドの3枚目は、今年の国際会議の予定を書いております。

先ほども説明いたしましたけれども、4月の下旬にI S Cが主催する太平洋クロマグロに関する

るステークホルダー会合というのを東京で開催することになっております。それで、7月には、太平洋クロマグロは東西で、西側はWCPFC、東側はIATTCが管理しておりますので、7月下旬にIATTCの年次会合が開催されますので、そこでもクロマグロが議論になると。一番重要なのが8月の下旬から9月にかけて開催されますWCPFCの北小委員会ということで、先ほど申し上げましたようなことをこの会合期間中にいろいろと議論して、物事を決めたいなというふうに思っております。

括弧内に会合期間中にIATTCとの合同作業部会を開催と書いておりますけれども、これは今申し上げましたように、東西で分けて管理しておりますので、WCPFCだけで物事を決めるとか、IATTCだけで物事を決めるかということをして半分かカバーできませんので、WCPFCとIATTCの合同作業部会を開催して、そこで決まったことをそれぞれWCPFCとIATTCにフィードバックして実施していくということを想定しております。

最終的には12月の月上旬に開催されますWCPFCの年次会合に向けて、この北小委員会で作った合意事項をこの年次会合に送って、最終的に承認を受けると、そういうスケジュールになっております。

国際的な動きについては、以上です。

○管理課長 続きまして、国内管理の方向性についてということで、スライド番号の6、ページ数で4のところをご覧ください。

まず御報告しないといけないのが、既に新聞報道等に出ておりますので御存じだとは思いますが、昨年末に本来沿岸のクロマグロを目的とした操業をされる方につきましては、広域漁業調整委員会の承認を得て行うということになってございますけれども、長崎県で承認を得ずに操業していたという事例がわかりました。さらに、長崎県及び三重県で漁獲量をちゃんと把握できていなかったと、報告ができていなかったという事例がございました。

それぞれ書いてございますように、長崎県の対馬の方では無承認の方が16名いらっしゃったと。漁獲量の未報告というのが11の漁協でありましたということでございます。三重県につきましては、6名の方が承認は受けている方だったんですが、三重県の目標とする枠を超えたものですから、採捕を自粛してくださいという話が三重県から出ていたにもかかわらず、引き続き操業をしていたということがございました。

こういったケースを受けまして、水産庁の方から各都道府県にちゃんと確認してくださいと、再度周知徹底を図ってくださいということでお願いをして、その報告を受けました。そうしたところ、静岡県でも4名の方が承認を得ずに操業していたということがわかりましたし、ほかの県

でも7県におきまして漁獲量がちゃんと報告できていなかったという事例がございました。

それで、次のページに移りますけれども、5ページの上のスライドの方でございます。

法的規制の導入の検討の見直しについてということで、この場でも何度も御説明を申し上げましたけれども、現在、昨年7月から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づくTACを前提といたしまして、試験実施ということで国の方の基本計画と各都道府県における計画を作っていたにつきまして、管理を進めております。これをできる限り早急に法的規制に基づいたものができるように作業を進めるということで、現在考えております。

スケジュール感はここに書いてございますように、政令の指定につきましては、本年の4月を考慮しておりまして、規制の適用は来年の各都道府県、39都道府県で計画を作っていたかないといけませんので、来年の1月ぐらいを目処ということで考えておりまして、現在、今週の火曜日からパブリックコメントを実施しております。次回、水産政策審議会資源管理分科会におきまして、法律に基づきましてTAC魚種の指定につきまして諮問をするということで現在考えているということでございます。

報告体制の改善方向につきましては、やはりまずは関係する漁業者とか漁協さんに認識を新たにさせていただいて徹底するということと、やっぱり若干ケアレスミスもありますので、そういったことはないようにチェック体制をちゃんとしましょうということをお願いしております。

それと、今回の事例を見ますと、沿岸域におきまして、通常なかったところに漁場形成があって、そこに沿岸漁業者の方が行って、近くの港に水揚げしたみたいな話で、ふだん水揚げしていないところに水揚げしたものですから、報告といえますか数量把握ができなかったという事例がございましたので、そういうことのないようにお願いをしたいというふうに考えております。

次のページは、何度もお示ししておりますように、沿岸漁業につきましては、7月を起点に1年間、その他の大臣管理をしております大中型まき網漁業等につきましては、歴年ということで管理をしておりまして、第2管理期間におきましては、下のスライドになりますが、定置網の共同管理というのを導入いたしまして、482.1トンが別途の枠になっているということでございます。

それで、次のページになりますけれども、上のスライドになりますが、ここに第2管理期間の漁獲状況をお示ししておりますように、かなり多くのブロックで操業自粛要請が出たり警報が出たりというような形で、非常に漁獲が進んでいるという状況でございます。こういった今年の実態を踏まえまして、第3管理期間の計画を再度各都道府県におきまして練っていただいて、それを法的規制に移行していくということで考えております。

次のページをご覧ください。

その際のメリット、デメリットが上に書いておりまして、都道府県によりましては、単独で管理をしたいという地域もございます。当然自分のところの中でやれますので、管理という面では、合意形成はしやすいんだと思いますけれども、水域が非常に限られますので、漁場形成の変動を受けやすいというところがデメリットなんだろうと。共同管理という形になりますと、逆になるということでございまして、それぞれの漁業の実態とか地域のこれまでの漁獲状況というんでしょうか、そういったものを踏まえて選択していただければいいんじゃないかと思います。

定置網につきましては、従来からお示しをしておりますけれども、全国の枠を使って、特に変動を受けやすい部分をうまく吸収できないかということで考えております。

その下の日本定置網漁業協会の取り組みイメージというのは、定置網における特性をどうやって資源管理の中に組み込むかということで、検討していただいた枠組みをお示ししております。こういうことで、定置網におきましても、地区ごとにそれぞれ漁獲枠を遵守するための枠組みを設けないと、当然先取り、後取りの議論が出てきますので、主漁期、例えば8ページの下のところ定置網の主漁期と書いていますけれども、この主漁期のときは漁獲そのものを制限する措置、休漁ですとか網起こしの回数を減らすみたいなことをやっていただいて、努力をしていただくと。一方で主漁期じゃないときには、できるだけ採捕の抑制をしていただくと。

さらに、どうしてもサケですとかブリをとっているときに、どんどんポツポツと獲れたもので積み上がってしまうというときのためのものとして、別途枠組みを検討されておまして、それが9ページの上のところになります。

どうしてもそういう混獲でやむを得ずほかの漁業に迷惑がかかってしまうと。国としては4,007トンを守らないといけませんので、そういう場合に関係する漁業種類のところにちょっと御迷惑をおかけしたので、何とか御協力願えませんかということで、協力金を払うということも覚悟の上ということで枠組みを作っていたらいいと思っております、これは日本定置網漁業協会の方で作っていただいたのでございますので、今後やはりまずこれを動かすためには、定置網漁業におけるしっかりとした資源管理の実施と関係する業界の理解が必要になりますので、そういったものを進めていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

漁業者協定の検討状況ということですが、現在、9ページの下になります。協定の作成に向けて11都道府県で検討中ということでございます。できるだけこれを早く作りたいというふうに考えてございます。

最後になります、次のページをご覧ください。

審議官の太田の説明とちょっとダブるところがございますけれども、本日、水産政策審議会資源管理分科会で御説明をいたしました。それで、第3管理期間が今年の7月から始まるわけがございますけれども、今年の漁獲状況を踏まえまして、相当改善をするところがあるかと思いますので、基本計画と都道府県の計画案を再度練り直すという作業をさせていただきたいと考えてございます。それで、ステークホルダー会合がございまして、このすぐ後に政令を指定すると、対象魚種としてクロマグロを指定するというところで諮問をさせていただくという作業が生じるかと思えます。それで、7月に第3管理期間を開始して、8月以降の会議に臨んでいくということで現在その作業を急いでいるというところでございます。

報告は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について何か御質問、御意見等ありましたら御発言をよろしく願います。

嘉山委員。

○嘉山委員 この各県の漁獲のところなんですけれども、各県で何トンと決めているんですけれども、その中で三重県の6漁業者がその後でとっていたという話なんですけれども、この人たちが毎年漁獲するのは、大体10月以降なんです。その前にもう三重県の自主規制の枠を9月に超えているので、県の中で養殖の種苗で終わっちゃっているんです。県の中で漁法ごとにまた細かくTACを分けていかないと、今後先にとった人で終わって、後から獲るような漁法の人不公平になってくるような感じがするので、その辺は今後考えてもらいたいですね。

あと、連絡も水産庁への連絡と水産庁から漁業者までの連絡をもっとスピーディーに正確に行えるようにしないと、このような事態が三重県にしてもいろんな県でもっと起こってくると思うので、その辺は正確にやっていってほしいと思います。

○山川分科会長 事務局から御説明ありますでしょうか。

○管理課長 ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりでございます。各県によりまして、例えば定置網とその他の漁業で目標とする枠を分けているところもございまして、今回のような事例を踏まえますと、やっぱり季節別といいますか、期間別の目標値みたいなものを設けるということも一つの案として考えられますので、都道府県の方には限られた枠をうまくいうんでしょうか、一部の方だけが先取りするということが不公平感が生じないように計画をうまく考えて欲しいということでお願いしておりますし、そういったことについては相談に乗っていきなというふうに考えております。

あと、報告を速やかに把握してというのと、あと、さらに漁獲がどれだけ積み上がっているとか、自粛をお願いするというものについてスピーディーにお知らせするというんでしょうか、そういったものについては、今回の調査の中でもうまくいっていないということが明らかになっておりますので、実際の法的な規制をした際にそういったことが生じると、非常に不幸な事態になりますから、この点についても改善をすべく、関係都道府県と検討を進めたいというふうに考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに。

では、柳内委員。

○柳内委員 クロマグロの管理につきましては、大中型まき網も業界内で大変苦勞しながら漁獲枠を守る管理を行っておるところです。資料の8ページ、9ページのような案も出てきておるところで、こう書くと大変難しい問題ではあるかと思いますが、まだ始まったばかりのルール運営等、各業界でまずは試行錯誤しながら、各業界内が決められた枠を守る努力をまずやっていくことが先なのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、東村委員。

○東村委員 東村でございます。

ちょっと国際的な件に関する質問1点と国内の方とございます。まず、国際的な方なんですが、スライドの番号2番というふうには言えいいんですかね。青で塗ってあるものの一番上ですが、「WCPFCより北委員会へ」というところの①の初期資源の20%までという、この20%という根拠ですね、資源学的な。何かこれ一般的なものなのかということと、その示唆をどれぐらい十分に考慮する方針が何か決まっているのかということですね。というのは、北小委員会が責任を持って管理しているところへなぜこんな話が出てくるのかなという素朴な疑問です。

もう一つは国内の管理においてですけれども、青の番号の16番、6になるんですかね。日本定置網漁業協会の取り組みイメージ②というスライドなんですが、これは業界内で皆さん納得したら、それはそれでいいと思うんですけれども、以前にも何かスケトウダラがいっぱい来遊したら、来年の枠をちょっと借りて、また来年返すみたいな、何かちょっと変則的なことをしていた時期があると思うんですけれども、基本的には原則、多分定置網の方の話を聞いていると、それを守るのはとてもとても難しいというのは、自分はやっていないから無責任にわかっているつもりですと申し上げますけれども、やっぱり基本は4,007トンを守るべきだと思うんですね。それが大

前提で、それを超過したときというのをどれぐらいの、もうこれぐらいこうなったらお金を払って解決してしまえばいいというような軽い発想ではやめて欲しいなというふうには思います。

ただ、どうしても定置網というのは入ってきてしまうものは入ってきてしまうものなので、どうしても仕方ないんだというのはあるんでしょうけれども、その軽重がちよっとこのイメージからはつかみにくいかなというふうに思いました。あまり軽くは考えないで欲しいなという意見でございます。ありがとうございます。

○山川分科会長 では、まず初期資源の20%までの件につきまして太田審議官、よろしくお願います。

○審議官 ありがとうございます。

資料の後ろの方の11ページと書いてあるところを見ていただきたいんですけども、11ページの上の太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測という話がありますけれども、まず、20%の話なんですけれども、WCPFCは一般的な話として親魚の資源を20%以上維持しましょうということが決まっております、ただ、その20%というのは、どこまで科学的根拠があるかと言われれば、慣行的にそういうふうにやっていますということなんですけれども、一応マグロの場合は、世界的に見ても最低限この程度がなければならないというような感じの議論は実際あります。ただ、クロマグロの場合は、メバチとかキハダとか熱帯マグロと同じように扱えるのかというような論点もございまして、そこはなかなか議論があるところでございます。

それで、なぜこんなことを言われるのかという話なんですけれども、ここで書いてあるグラフは親魚の資源の推移を示しているわけなんですけれども、右のちよっと下の方に1万7,000トン（2014年）という囲みがありますけれども、この1万7,000トンという数字がいわゆるさっき説明した初期資源量に対する割合からいくと2.6%しかないということになっておりまして、20%なきゃいけないのに2.6%というのはあまりにも低いじゃないかということで、太平洋の島嶼国とかEUがそんなに低い状況にあるのに今のままでいいんですかというようなことを言って、さっきみたいなことになったと。

ただ、我々の立場としては、この右の方に2本点線のグラフがございまして、さっきも御説明しましたが、今、WCPFCが決めた目標というのは、2024年までに歴史的中間値まで回復させるということでございまして、右のオレンジの点線を見てもらえばわかりますが、2024年の時点で歴史的中間値である4万1,000トンを上回っておりますので、小型魚半減、大型魚を増やさないということが続けていけば、決めたゴールには決めた時間までに到達できるということになっておりますので、そういうときに追加的に何かしなきゃいけないと言われ

でも、これはなかなか難しいなというのが我々の立場で、それについて去年の年次会合でもいろいろ説明はしたわけなんですけれども、なかなかその理解が得られなかったと。

それで、太平洋島嶼国やEUが言っていた2034年までに20%まで増やせというのが上の赤の点線になります。このグラフ自体がここに書いていますけれども、2034年まで低加入が続くと仮定ということがあるんですけれども、この仮定自体も正しいかどうかという議論はあるんですが、仮にそう続くと仮定すると、今より相当漁獲量を減らさないと2034年までに20%というのは到達しないということでございますので、なかなかわかりましたというわけにもいなくて、ただ、さっきも御説明しましたけれども、今、ISCの方にいろいろとシミュレーションをお願いしまして、それはさっき言ったそもそも低加入がずっと続くというのが正しいのか、加入の仮定を変えたときにどうなるのかとか、漁獲量をどのぐらい減らしたらこのグラフが上向きになるのかとか、そういうことをいろいろお願いしておりますので、その結果を見て、まず4月のステークホルダー会合で関係者の意見も聞いて、それも踏まえて8月の北委員会でも今後どうするかという話を議論していきたいというふうに思っております。

以上です。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、定置の取り組みのことにつきまして、よろしく申し上げます。

○管理課長 柳内委員からも御意見がございましたように、確かにほかの漁業種類の方が理解をするだけの定置網内における努力というのも、それは当然必要になるというふうに考えております。

ただ一方で、原則として確かに超えてしまったところからは翌年から差し引きますと、これは基本原則として持っておるんですが、定置網を置いて、混獲でどんどん積み上がってしまっているということで、また翌年差し引いてしまいますと、現実問題として、日本の枠をうまく守っていくということができなくなる可能性があるんで、そういった意味で定置網の方でも御検討をいただいたということでございまして、やはりそういった意味では、これを動かしていくには、それぞれの業界内における、まずは与えられた枠をいかに守るかという努力が必要なんだろうというふうに考えております。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本特別委員 鴨川漁協の松本と申します。

実は、このマグロの件に関しては、一本釣りの零細企業の小型船の人が大変困っております。といいますのも、千葉県の中で枠が決められていますよね。それと、自分の漁場に行くのにやっぱり燃油等なんかを計算して、経費をなるべく抑えたいということで、近くの漁場が形成してから今まで漁をしていた漁業者がいるんですよ。そうすると、その漁場が形成される前にもういっぱいになっちゃって、目の前に魚がいるのに漁ができないと。こんな悔しいことはないというような、そういう意見も聞かれるんですね。

それで、私そういう会議に出ていまして、こういう委員であって、すごく肩身が狭いんですね。だから、国際的なこういうような状況というのはわかるんですけども、日本の零細企業の方の意見もよく聞いて進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 藤田管理課長。

○管理課長 先日も関係地区の方の漁業者の方がお越しになって、お話を伺っております。おっしゃいました窮状というのは我々の方も理解をしておりますので、先ほど申し上げましたけれども、いかに痛み分けという形で、不平等感がない形で我慢をするという形ができるかというのは、引き続き計画づくりなのか、計画そのものなのか、もしくは漁業者間の自主的な取り決めの中でやっていくのかというのはあろうかと思っておりますけれども、そういったものを改善して、第3管理期間が迎えられるようにしたいと考えております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 意見をちょっと言わせていただきたいんですが、資源管理をしなきゃならないというのは十分よくわかります。ただ、法的規制導入の検討ということで、罰則規定はかなり厳しいものが設定をされているようなんですが、いわゆる指定漁業の大中型まき網等々について、漁業法の56条か57条かに適格性の問題があるんですが、これ罰則を受けると違反点がふえていくと、こういう理解でよろしいんですね。

そうすると、非常に追いかけて回して獲るんじゃなくて、来るものを待つて獲ると。ある程度まき網もそうなんだろうけれども、追いかけて回すのは半分あるんだけど、自分の目の前に、前浜に来る魚を獲るのに、ちょっと超過をただけでこの罰則規定が適用になって、今度は点数制度で適用になってくる。本当にそれまですべきなのかなと。

さっき何か前貸しの話がありましたよね。翌年度のことを若干借りるとか、そういうような形の中の緩やかな部分というのは、あってもしかるべきなのかなと。あまりにも厳格にやり過ぎる

と、漁業者にとっても非常に大きな問題になるのではないかなと、そんな印象を受けました。

以上です。

○山川分科会長 藤田管理課長。

○管理課長 幾つか論点があると思うんですけども、今現在でもTAC制度に基づいて管理をして、強制規定が適用されている漁業種類というのは、要するにこの枠の中にあるわけですので、もし採捕停止命令をかけた後に操業していれば、それは程度問題ですけども、こういう罰則がかかるという中にあるわけですね。それをやらないということにはならないんじゃないかと。

もう一つは、クロマグロだから対象にならないというのも何か変な話でして、あと、TACの制度の中では、もう本当にだめというか、だめな方には停泊命令を課するという形の行政処分もありますし、我々がやっぱり懸念をしておりますのは、ずっと従来から申し上げていたんですけども、国際的な規制措置というのは、なかなかすぐには漁獲枠が増えない、資源が改善されたとしても、資源評価に反映されて、なおかつ国際委員会で認められないと枠が増えないわけですから、そのときは必ず漁業者の方が非常に我慢を強いられる状況が生じると。そういうときに多くの方は理解いただいて規制を守ったとしても、規制を守らない方が出たときに、我が国として一定の範囲に漁獲をおさめるということができなくなりますので、そういった意味で法的な担保措置は必要だということで、これはやらざるを得ないというふうに考えたということでございます。

○山川分科会長 では、長谷次長、よろしく申し上げます。

○水産庁次長 まさにこの資源管理分科会で毎回のようにTACの議論をしていたわけですけども、このクロマグロのように万単位の2万を超えるような沿岸の小規模の漁業者まで含めた数量管理、漁獲量管理というのは、もう初めてのことなわけです。ただ、それは太田審議官からも話しありましたが、国際的ないろいろな状況があって、外国漁船の規制もしていかなければ資源は回復できないということで、この道を選んだわけですね。だけれども、非常に難しいけれども、それをやっていこうということで、もうかなりの回数御説明をしながらやってきております。

今回も今年の7月からも習熟期間というような意味も込めて、試行期間ということでやらせていただいて、今回いろいろな問題も起こったことも踏まえて、次の段階にということでありますけれども、やっぱりそういう中で、やったもん勝ちという言葉がいいのかな、やり得ということになってしまうと、それこそやっぱりみんなで我慢をしながら協力してやっていこうというときに、その取り組みが崩れてしまうので、そこはやはりしっかりと罰則もついた形の制度に持っていこうということで今考えているということですし、ただ、そういう期限についても先ほど説明したわけですけども、それまでの間にいろいろな地域ごと、県ごとの事情も踏まえた形のいろ

いろな実施計画というものを立てていかなきゃいけないし、あと、先日も広域漁業調整委員会、福岡でやったときに大久保委員の方から御紹介ありましたが、長崎の方でも大変苦労されているけれども、勝本漁協では共済、積立ぶらす全部が入っているんだと、そういう形で経営の非常にダメージがある中で救済策も活用しているんだという説明があったので、もう一回改めて小型の漁船漁業は入りにくい、なかなか加入率が低いという現状はありますけれども、この機会にみんなで系統を含めて、加入に向けて大運動をしていくということも必要だなと。そういうこともやりながら、制度実施に向けてみんなで取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。御理解をよろしくお願いします。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 この制度に特段反対していると、そういうことではないんですね。いわゆる資源管理は当然やっていかなきゃいけない、それから、国際的な国同士の約束も当然出てきますから、それは守っていく、それは当然のことです。

私が心配しているのは、ここで何かの状態の中でオーバートン数になった場合、即点数にはね返っていくのかなと、これが心配なんです。これは当然、指定漁業だけなんですね、点数制度を持っているのは。沿岸は持っていませんから。その部分が非常に心配事といえば、心配事です。

○水産庁次長 指定漁業の皆さんには、率先してしっかり守っていただきたい。そうでなければ、さっき言ったような沿岸の小規模の人たちは、とても理解してついてきてはくれないというふうに思っております。そういうことを含めて、大きい人たちは率先してしっかり守るということをお願いしたいなというふうに思っております。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 確認というか質問なんですけれども、法的規制導入の検討の見通しというのが5ページのところに書かれてありますけれども、第1管理期間が終わって、そのときには定置の混獲問題というのがまず出てまいりました。この第2管理期間はまだ終わっていないわけですね。その中で、今言ったような漁場形成時期、そういった中で獲れる人、獲れない人が出てくる。それから、残念ながらこういう違反なり報告の不備という問題も出てきたということですが、この来年の1月に向けて、今の第2管理期間も踏まえますと、第3管理期間というのが沿岸の場合は来年の6月から1年で、指定漁業については、来年の1月から12月と、こういう形になるわけですが、我々系統の中でこの法的規制がこうなっていくということについて、まず公の場でまだ報告というようなところに至っていませんので、軽々には言えませんが、もしこういう予定でいくといったときに、第3管理期間が今の積み重ねでやる部分がどこまで、TACに乗った

ところがどこからになるのかというのを今の時点でお考えがあれば教えていただければと思います。

○山川分科会長 藤田管理課長、よろしくお願いします。

○管理課長 すみません。沿岸の部分につきましては、ここに書いてございますけれども、5ページの上のところですね。7月からの1年を管理の期間としておりますので、そういった意味では、平成30年の7月から実際に適用になるんじゃないかというふうに考えています。途中からというのは、非常に何か法的な管理としましては、うまくない部分があるかと思います。

一方で、各県に何度も申し上げますけれども、お願いしているのは、とにかく今年の漁獲状況といたしますか、これまでの管理の状況を踏まえた形で計画を再度練り直してくださいとお願いしております。多分、多くの県におきましては、今作って実行している計画だけでは、なかなかうまく管理ができない部分があって、定置網の共同管理に新たに入るところとか、あと、グループを作っておりますけれども、グループの作り方というんでしょうか、そういったものも工夫をしないと、実際の法的な規制の計画として運用するのはしんどいという部分が多分あるかと思いますので、それをお願いしていると。我々の方もそれに向けて、一緒になって検討を進めているということでございます。

ですから、都道府県の方には、もう今回、第3管理期間に作る計画につきましては、いわゆる公的規制として動かす計画だと思って作ってくださいというふうにお願いをしています。

○大森委員 そういう意味で、実質的な制度の面では、まだ3年目の習熟期間というか、これまでの間に出てきた課題、それを踏まえて、3年目を作っていくということを国も御指導いただきながらやっていくということによろしいですね。

ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にほかになければ、次の報告事項に移りたいと思います。

第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の加藤でございます。

資料8をご覧ください。

報告事項は2点ございまして、まず1点目でございますが、第1種特定海洋生物資源、TACの採捕数量の速報値の御報告でございます。こちらは定期的に御報告をしているものでございまして、今回、12月31日までに採捕された数量ということでございまして、この黄色の網かけをし

ているマアジとマイワシにつきまして、12月までの漁期が終了した28年漁期の実績数字ということで、Bの欄に記載されている数字が実績になります。それ以外の魚種につきましては、漁期途中の途中経過の数字ということでございます。

めくっていただきますと、2ページ目、3ページ目につきましては、大臣管理分、知事管理分それぞれの配分量、また実績、さらに3ページ目は各都道府県の実績の数字が記載されております。

それから、2点目でございますが、最終ページをご覧いただきたいんですけども、第2種特定海洋生物資源、いわゆるT A Eに係る漁獲努力量の実績でございます。

この28年の漁期につきましての漁獲努力量の実績がBの欄に記載された隻日数でございます。

以上、2点御報告をさせていただきました。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら御発言をよろしく願います。

では、特に御発言等ないようですので、特になければ、その他に移りたいと思います。

その他ですけども、何かございますでしょうか。

ないようでしたら、次回の会合の日程について、事務局から御案内をよろしく願います。

○管理課長 次回の資源管理分科会につきましては、既に御案内が行っておると思いますけれども、4月6日木曜日、午後3時からこの会場で開催を予定しておりますので、よろしく願います。

○山川分科会長 4月6日ということだそうです。よろしく願います。

○加澤特別委員 時間は同じ。

○管理課長 午後3時からを予定しております。

○大久保特別委員 時間は変わらないんですな。変更のないように。私は3時で切符を買っておいたら、1時半に変更になったと聞いて。

○水産庁次長 御迷惑をかけたんですね。

○山川分科会長 では、4月6日午後3時からということだそうですので、よろしく願います。

以上で予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

本日は長時間にわたり御議論いただきまして、大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。